

(仮称) 新座中央駅周辺地区まちづくり構想策定業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

この実施要領は、次期答申に向けて、需要の創出に必要な沿線開発の取組などを進めるためのまちづくり構想を策定する業務委託において、当業務を受託する候補者を公募型プロポーザル方式により選定するための必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務名称

(仮称) 新座中央駅周辺地区まちづくり構想策定業務委託

### (2) 業務内容

別紙「(仮称) 新座中央駅周辺地区まちづくり構想策定業務委託仕様書」のとおり

### (3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日(火)まで

### (4) 提案上限額

12,936,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※ 現時点では令和8年度の予算措置がなされていないため、予算が議会において議決された場合に契約することとする。

### (5) 選定方法

公募型プロポーザル方式

※ 以下、本業務における公募型プロポーザル方式による候補者選定のことを「本プロポーザル」という。

## 3 実施スケジュール

本プロポーザルに係る実施スケジュールは、次のとおりとする。ただし、都合により変更となる場合がある。

項目	スケジュール
実施要領の公表・参加申請の受付開始	令和8年3月4日(水)
資料の交付期間(HP掲載期間)	令和8年3月4日(水)～3月24日(火)
質問の受付	令和8年3月4日(水)～3月17日(火)

質問に対する回答期限	令和8年3月23日（月）
参加申請の受付期限	令和8年3月30日（月）
参加資格確認通知の送付（メールで送付）	令和8年4月6日（月）
企画提案書の受付期間	令和8年4月7日（火）～4月20日（月）
プレゼンテーションの実施及び評価・選考	令和8年5月11日（月） 同年5月12日（火）（予備日）
受注候補者選考結果の通知・公表	令和8年5月中旬～下旬予定
契約締結、業務開始	令和8年5月下旬予定

#### 4 参加資格

参加の要件は、業務の趣旨を理解し、目的を達成するために有効かつ実現性のある提案ができる企業又は複数の企業で構成する企業体（以下「企業体」という。）とする。企業体の場合は、企業体構成員届（第3号様式）により代表企業及び構成員を明確にするとともに、連携してその責務を負うものとする。また、構成員は、別のグループに参加しておらず、構成する全ての者が、次に掲げる要件の(1)及び(2)のA～ケを満たすこと。代表企業については、下記(1)～(3)までの全てを満たし、本市への質疑や書類提出等は代表企業が行うこと。

なお、業務の一部を再委託する場合は、その企業、団体名や役割を明確にすること。

- (1) 契約者となる者は、令和7・8年度の新座市入札参加資格者名簿の受注希望業務に、業務分類（大）が「その他業務委託」、業務分類（小）が「その他計画策定」として登録されている法人であること。
- (2) 参加者の全ての構成員が下記の条件を全て満たすこと。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく新座市の入札参加の制限を受けていない者であること。
  - ウ 新座市の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成21年4月9日市長決裁）による入札参加停止措置又は新座市の契約に係る暴力団排除措置要領（平成21年6月1日市長決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
  - エ 次に掲げる項目のいずれかに該当しない者であること。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある者

(ウ) 役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者が暴力団の構成員等である者

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。

キ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産の申立てがなされていない者であること。

ク 会社法（平成17年法律第86号）第514条の規定による特別清算開始の命令がなされていない者であること。

ケ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(3) 過去10年以内に、地方公共団体において、提案予定の類似業務の受注及び完了実績がある者。

## 5 参加申請

### (1) 提出期間

令和8年3月4日（水）～3月30日（月）まで

※ 持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。  
（土日祝日を除く。）

### (2) 提出

提出は、持参又は郵送とする。

※ 持参の場合は、書類の確認を行うため、事前に連絡すること。

※ 郵送の場合は、提出期間内に必着とする。

### (3) 提出書類等

参加申請には、次の書類を正本・副本各一部ずつ提出すること。なお、企業体の場合は、全ての構成事業者について提出すること。

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要書（様式第2号）

ウ 企業体構成員届（様式第3号）※企業体の場合のみ

エ 関連業務実績概要書（様式第4号）

※ 関連業務委託における完了実績及び業務内容が確認できる契約書並びに仕様書の写しを添付すること。

オ 業務実施体制表（様式第5号）

カ 配置予定技術者調書（様式第6号）

※ 予定管理技術者、照査技術者、担当技術者ごとに作成するものとし、保有資格については資格証の写しを添付すること。

キ その他添付書類

(ア) 会社概要（任意様式、パンフレット等）

(イ) その他市長が必要と認める書類（指示があった場合に限る。）

(4) 参加資格の結果通知

参加申請書類及び参加資格等の確認を行い、参加表明書を提出した者（企業体の場合は代表企業）へ結果を電子メールで送付する。

## 6 質疑及び回答

本要領及び仕様書の内容に不明な点がある場合は、次の方法により質問を受け付ける。

(1) 受付期間

令和8年3月4日（水）～3月17日（火） 午後5時まで

(2) 提出

提出は電子メールとする。

※ 提出先は「12 問合せ及び書類提出先」のとおり。

(3) 提出方法

質問書（様式第7号）に質問事項を記載し、電子メールに添付して提出すること。その際、電子メールの件名に「（仮称）新座中央駅周辺地区まちづくり構想策定業務委託プロポーザル質問書」と記載すること。

※ 受信確認のため、電話にて提出した旨を連絡すること。

(4) 回答

提出された質問に対する回答は、令和8年3月23日（月）午後5時までに市のホームページ上に全ての質問に対する回答を掲載する（質問を行った法人名は公表しない。）。

なお、提出期限までに到着しなかった質問に対しては、回答しない。

また、回答に対する再質問は原則受け付けない。

## 7 企画提案

本プロポーザルに参加する者（以下「企画提案者」という。）は、別紙仕様書を参照の上、次のとおり提出書類一式を作成して提出すること。

#### (1) 提出書類

##### ① 企画提案書

ア A4サイズの任意様式で、作成し、図表等にA3サイズを使用する場合は、折り畳んでA4サイズとすること。

イ ページ数は本編10ページ以内とすること。

ウ 提案内容については、仕様書の各項目について具体的に記載するとともに、下記項目についても記載すること。

- ・計画工程
- ・その他提案に関するものなど（追加提案する場合のみ）

エ 両面印刷とし、ページの通し番号を付すこと。

オ 表紙を付け、表題を記載すること。

カ 業者が特定できる要素の記載については禁止とする（企業名・ロゴ等の記載。）。

##### ② 委託費用内訳書

各業務の内訳が明確に分かるように記載すること。なお、企業体の場合は、全ての構成員の情報をまとめた上で一つの見積書として作成すること。

#### (2) 提出部数

ア 提案書正本 1部

イ 提案書副本 5部

ウ 提案書電子データ（PDF形式）一式（DVD-R等で提出）

#### (3) 提出

提出は、持参又は郵送とする。

※ 持参の場合は、書類の確認を行うため事前に連絡すること。

※ 郵送の場合は、提出期間内に必着とする。

#### (4) 提出期間

令和8年4月7日（火）から4月20日（月）まで（土日祝日を除く。）

※ 持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

## 8 候補者決定方法

- (1) 候補者は、別に定める（仮称）新座中央駅周辺地区まちづくり構想策定業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査に基づき、決定する。

- (2) 審査は、企画提案者によるプレゼンテーションを基に行う。プレゼンテーションの時間は、1参加者につき、20分以内とし、プレゼンテーション後に質疑応答を10分程度行う。

ア 注意事項

プレゼンテーションでは、企業名を伏せて説明を行うこととし、企画提案書やその他プレゼンテーションに使用する資料等には、企業名、企業ロゴの使用を禁止する。

イ その他

プレゼンテーションは非公開とする。

- (3) 審査の評価項目及び配点については、別表1のとおりとし、提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査、採点する。
- (4) 審査の結果、各審査委員の評価点を合算した平均点により順位を決定し、最高得点の提案者を受注候補者とし、第2位を次点候補者とする。
- (5) 最高得点のものが同点で2者以上ある場合は、評価項目のうち「提案内容における工夫・提案」の得点が高い提案者を受注候補者とする。  
それでもなお同点の場合は、見積額の低い者を受注候補者とする。
- (6) 参加者が1者の場合でも審査を行い、構想策定事務に対する各審査委員の評価点の平均点が、60点を超える場合には受注候補者として決定する。
- (7) 次に掲げる事項に該当するときは、選考対象から除外する。

ア 企画提案者が次のいずれかに該当するとき。

- (ア) プレゼンテーションに出席しなかったとき。
- (イ) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。
- (ウ) この要領に違反したとき又は著しい逸脱が明らかになったとき。
- (エ) その他不正行為が認められたとき。

イ 提案書類が次のいずれかに該当するとき。

- (ア) 提出方法、提出先、提出期間に適合しないとき。
- (イ) 定められた作成形式又は留意事項に示された要件に適合しないとき。
- (ウ) 提出書類に虚偽の記載が明らかになったとき。
- (エ) 委託費内訳書に記載された額が提案上限額を超過したとき。

## 9 選定結果の通知・公表

選定結果は参加者全員に文書にて通知する。

また、選定結果については、新座市情報公開条例（平成13年新座市条例第4号）に基づき、市ホームページに掲載する。

## 10 契約相手方の決定

- (1) 審査に基づき決定した受注候補者から正式な見積書を徴収し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- (2) 契約は企画提案書及びプレゼンテーションの内容・価格等に準拠し、正式な仕様書の調整を行った上で締結されるものとする。
- (3) 受注候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者から見積書を徴収し随意契約を行うものとする。

## 11 留意事項

### (1) 追加文書の提出

本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合がある。

### (2) 資料等の目的外使用の禁止

本市が提供する資料は、申請に関する検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じる。

### (3) 費用負担

本プロポーザルの参加に関する費用は、全て企画提案者の負担とする。

### (4) 提出された書類等の取扱い

ア 提出された全ての書類等は、返却しない。また、企画提案書等は選定目的以外に提出者に無断で使用しない。

イ 提出された書類等の差替え及び追加・削除は認めない。

ウ 提出された企画提案書等の著作権は提出者に帰属するが、受注候補者が作成した企画提案書等については、本市が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用するものとする。

エ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、新座市情報公開条例（平成13年新座市条例第4号）に基づく不開示情報を除き、提出書類を公開する場合がある。

### (5) その他

この要領に定めるもののほか、事業者選定に係る必要な事項については選定委員会が別に定める。また、本業務の実施に当たり必要な事項は、契約相手方となる事業者と協議し定める。

## 12 問合せ及び書類提出先

新座市まちづくり未来部地下鉄12号線延伸促進室

〒352-8623 埼玉県新座市野火止一丁目1番1号 本庁舎3階

電話：048-424-9624（直通）

FAX：048-477-1128

E-mail：[chikatetsu@city.niiza.lg.jp](mailto:chikatetsu@city.niiza.lg.jp)

別表1【評価項目及び配点】

審査項目	内容	評価のポイント	配点
1 実績・技術力	業務実施体制	・業務遂行にあたり、十分な人員配置となっているか。 ・業務の担当者が、必要な知識、経験、技術等を備えているか。当該業務に専念できる体制となっているか	5
	類似業務の実績	・過去10年以内において、他の地方公共団体における類似業務の受注及び完了実績があるか。	5
2 提案・内容	現況の整理	・本業務の目的・趣旨を十分に理解しているか。	5
	まちづくり方針（案）の実現方策について	・まちづくり方針（案）の内容を理解し、課題をどのように考えているか。また、その課題の対応策が考えられているか。	15
	民間事業者等サウンディング調査について	・民間事業者等のサウンディング調査を行う趣旨を理解し、どのように調査するか。	10
	市民参加型ワークショップについて	・ワークショップ開催の趣旨を理解し、どのように実施するか。	10
	整備手法の検討について	・インフラ整備等の整備手法について、どのように検討を行っていくか。	10
	交通諸条件の整理について	・交通諸条件の整理について、どのように整理を行っていくか。	10
	工夫・提案	・事業性の確保に向けた工夫や提案があるか。	15
	工程、スケジュール	・仕様書に対応した業務工程となっており、それぞれの工程に対して設定された期間が適切か。	5
	プレゼンテーション	・提案の要点が整理されており、資料が理解しやすいレイアウトになっているか。 ・説明が論理的で納得できるか。 ・質問に対する回答が的確であるか。	5
3 見積書	見積金額	・仕様に対する各項目の費用が明確にされており、適正な価格となっているか。 ・提案限度額に対し、どの程度廉価な金額が設定されているか。	5

計100点